



大 監 発 第 3 3 号

平成 3 0 年 2 月 1 9 日

東大和市長 尾崎 保夫 様

東大和市監査委員 三ツ寺 俊行

東大和市監査委員 床鍋 義博

平成 2 9 年度指定管理者（体育施設等）監査結果の報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき実施した指定管理者（体育施設等）監査の結果について、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり報告を提出します。

なお、この監査結果報告に基づき、又はこの監査結果報告を参考として措置を講じたときは、同条第 1 2 項の規定により通知願います。

平成29年度指定管理者監査（体育施設等）結果報告書

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査
- 2 監査の対象 体育施設等
- 3 監査対象部署 指定管理者（ロンド・スポーツ ジェイレック共同事業体）
所管部署（社会教育部 社会教育課）
選定部署（企画財政部 公共施設等マネジメント課）
- 4 監査の期間 平成29年10月1日（金）から平成30年1月29日（月）
- 5 監査の方法 公の施設の管理及び財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼とし、関係書類の調査及び指定管理者からの説明聴取を実施する。

また、所管部署に対しては、指定管理者への指導監督及び指定管理委託料等の出納が適正に行われているかを主眼として、関係書類の調査及び関係職員からの説明聴取を実施する。

なお、選定部署に対しては、指定管理者の選定から決定までについて、適正に行われているかを主眼として関係書類の監査を実施する。

6 監査の着眼点

所管部署

- (1) 指定管理者の選定は、適正・公正に行われているか。
- (2) 協定書等には、必要事項が適切に記載されているか。
 - ① 管理する施設及び業務の内容は明確になっているか。
 - ② 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。
 - ③ 条例等に定められた管理の範囲を超える内容となっていないか。
 - ④ 個人情報の保護に関して必要な措置を講じているか。
- (3) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、指示を行っているか。
- (4) 利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

指定管理者

- (1) 経営成績及び財政状態は良好か。
- (2) 施設は法令等に基づいて適正に管理されているか。
- (3) 協定書等に基づく義務の履行は適正に行われているか。
 - ① 協定書等のおおりに協議、通知、各種報告はなされているか。
 - ② 協定書等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
 - ③ 協定書等のおおりに管理に関する経費の請求、受領はなされているか。
 - ④ 事業報告書の提出は期限内になされているか。
 - ⑤ 事業報告書は適正に作成されているか。
- (4) 利用料金の設定等は適正になされているか。
 - ① 利用料金の収納は適正に行われているか。
 - ② 利用料金は、管理経費に充当され適正に運用されているか。
- (5) 利用促進のための努力はなされているか。
- (6) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (7) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適切及び適正か。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

7 指定管理者の概要

(1) 職員の内訳

指定管理者 ロンド・スポーツ ジェイレック共同事業体

- ① 株式会社ロンド・スポーツ (代表団体)

館長	1名
副館長	1名
その他職員	1名
臨時職員	16名 (内育児休暇中1名)
- ② 株式会社ジェイレック (構成団体)

施設管理担当職員	1名
その他職員	1名
臨時職員	5名 (夏季プール営業期間中は別途臨時職員等を採用)

(2) 業務の概要（管理業務の範囲）

- ① 体育施設等の休場日及び開場時間の変更等に関すること。
- ② 管理物件の利用の承認に関すること。
- ③ 管理物件の維持管理に関する業務。
- ④ 独自事業に関する業務。
- ⑤ 体育施設等への特別な設備等の設置及び器具等の持込みの承認に関すること。
- ⑥ 利用料金の収受、減額、免除及び還付に関すること。
- ⑦ その他
 - ア 事業計画書及び収支予算書の作成
 - イ 事業報告書の作成
 - ウ 市民意見の聴取及び反映
 - エ 自己評価の実施
 - オ 指定期間終了にあたっての引継ぎ
 - カ 東大和市立小中学校施設の使用に関する業務
 - キ その他指定管理業務を行う上で必要な業務

8 監査結果

指定管理者の監査を実施した結果、歳入歳出事務については、適正に執行されていると認められた。

なお、事務の執行、事業の管理状況等について、以下に意見として記述する。

1 協定事項の遵守について

双方が協定事項を十分に理解し業務にあたっているとは言い難い事項が見受けられた。基本協定書は市と指定管理者が相互に協力し、体育施設等を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めていることから、今後、協定事項を改めて確認するとともに、その遵守及び指定管理者への適切な指示の徹底を要望する。（社会教育課・指定管理者）

2 利用者の満足度向上について

公の施設の設置者である市は、住民福祉の向上に努めることが必要である。よりよい施設運営となるため、指定管理者とともに、常に住民ニーズの把握及び共有を図り、利用促進の向上に努める事を要望する。（社会教育課・指定管理者）

3 高齢者施策との連携について

高齢者施策との連携を図り、健康福祉の増進及び利用者の増加を要望する。

(社会教育課・指定管理者)